

令和 7 年 6 月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

第 8 号	熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	(1)
第 9 号	熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……………	(5)
第 10 号	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	(8)
第 11 号	藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について……………	(15)
第 12 号	熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定について……………	(16)
第 13 号	熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について……………	(18)
第 14 号	熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定について……………	(20)
第 15 号	熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	(21)
第 16 号	財産の処分について……………	(22)
第 17 号	工事請負契約の変更について……………	(23)
第 18 号	専決処分の報告及び承認について……………	(24)
第 19 号	専決処分の報告及び承認について……………	(27)
第 20 号	専決処分の報告及び承認について……………	(28)
第 21 号	専決処分の報告及び承認について……………	(29)
第 22 号	専決処分の報告及び承認について……………	(30)
第 23 号	専決処分の報告及び承認について……………	(31)
第 24 号	専決処分の報告及び承認について……………	(32)
第 25 号	専決処分の報告及び承認について……………	(33)
第 26 号	専決処分の報告及び承認について……………	(34)

報 告 目 録

報告第14号	専決処分の報告について……………	(35)
報告第15号	専決処分の報告について……………	(36)
報告第16号	歯科保健対策の推進に関する施策の報告について……………	(38)
報告第17号	地産地消の推進に関する施策の報告について……………	(40)
報告第18号	家庭教育支援の推進に関する施策の報告について……………	(47)

第 8 号

熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 6 月 6 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年熊本県条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の表、第 1 6 条の表、第 1 7 条の表、第 2 5 条の表、第 2 6 条の表及び第 2 7 条の表中「及び第 5 項」を「、第 5 項及び第 6 項」に改める。

第 2 8 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 2 9 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（）」を削り、「第 1 9 条第 1 項に規定する」を「第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する」に、「をいう。以下同じ」を「（以下「第 1 号部分休業」という）」に改め、「、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 2 9 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 2 9 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

（育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定

める時間)

第29条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第29条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第31条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第30条第1項中「職員(会計年度任用職員を除く。)」が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第31条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第31条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条の4を第15条の5とし、第15条の3を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)第32条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例第32条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

(1) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）第14条第2項

(2) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）第17条第2項

(3) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）第22条第2項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条中第15条の表、第16条の表、第17条の表、第25条の表、第26条の表及び第27条の表の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の

規定による改正後の熊本県職員等の育児休業等に関する条例第29条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 9 号

熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 6 月 6 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(熊本県税条例の一部改正)

第 1 条 熊本県税条例（昭和 2 9 年熊本県条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 5 項中「、マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「、マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第 2 8 条中「扶養控除額」の次に「又は特定親族特別控除額」を加える。

第 6 9 条第 1 項中「附則第 1 2 条の 2」を「附則第 1 2 条の 2 の 2」に改める。

附則第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例）

第 8 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 6 4 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第 7 4 条第 2 項第 1 号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第 6 4 条の 2 の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る第 6 4 条の 3 第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第 7 4 条第 2 項第 1 号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

（1）葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを省令附則第 4 条の 2 で定めるところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の省令附則第 4 条の 3 で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第 3 項において同じ。）の 0. 3 5 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0. 3 5 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

（2）前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0. 2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ご

との１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２ 前項第２号に掲げる加熱式たばこ（第６４条の２の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令附則第１０条で定めるものについては、同項第２号ただし書の規定は、適用しない。

３ 前２項に定めるもののほか、第１項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前２項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第９条の４の定めるところによる。

附則第８条の３中「附則第１２条の２」を「附則第１２条の２の２」に改める。

附則第１３条の３第１項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

（熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 熊本県税条例の一部を改正する条例（令和５年熊本県条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち、第１９条の改正規定中「総務省令で定める」を「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「省令」という。）第１条の８第１項に規定する」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第３１条の３第３項中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

附則第１項第２号中「第１９条」の次に「及び第３１条の３第３項」を加え、「附則第１条第１２項」を「附則第１条第１２号」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１） 第２条の規定 公布の日

（２） 第１条中第２８条の改正規定及び附則第２項の規定 令和８年１月１日

（３） 第１条中第６９条第１項の改正規定、附則第８条の２の次に１条を加える規定及び附則第８条の３の改正規定並びに附則第３項及び第４項の規定 令和８年４月１日

（４） 第１条中附則第１３条の３第１項の改正規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第２８号）の施行の日

（５） 第１条中第２６条第５項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第４７号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第28条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

- 3 次項に定めるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は、課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第8条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 4 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、熊本県税条例第64条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第64条の3第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第8条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 熊本県税条例第64条の3第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第8条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第8条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 10 号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表野球場の項中「410円」を「460円」に、「900円」を「1,010円」に改め、同表ソフトボール場の項中「360円」を「410円」に、「780円」を「870円」に改め、同表テニスコートの項中「510円」を「570円」に、「1,120円」を「1,250円」に、「230円」を「260円」に、「500円」を「560円」に改め、同表サッカー場ラグビー場の項中「360円」を「410円」に、「780円」を「870円」に改め、同表多目的広場Aの項中「280円」を「410円」に、「620円」を「870円」に改め、同表多目的広場B多目的広場Cの項中「360円」を「410円」に、「780円」を「870円」に改め、同表弓道場の項及び相撲場の項中「130円」を「150円」に、「280円」を「320円」に改め、同表体育館の項中「100円」を「120円」に、「220円」を「250円」に、「210円」を「240円」に、「450円」を「510円」に、「560円」を「630円」に、「1,230円」を「1,380円」に、「410円」を「460円」に、「900円」を「1,010円」に、「850円」を「950円」に、「1,850円」を「2,070円」に改め、同表運動広場の項中「210円」を「250円」に、「470円」を「540円」に、「1,260円」を「1,450円」に、「2,790円」を「3,200円」に改め、同表補助競技場の項を次のように改める。

補助競技場	専用使用	1時間につき	1,110円 2,430円
	一般使用	1日につき	60円 130円

別表第2の1の表投てき場の項中「200円」を「230円」に、「440円」を「490円」に改める。

別表第2の2の表中「61,750円」を「69,290円」に、「410円」を「470円」に、「760円」を「860円」に、「610円」を「690円」に、「1,150円」を「1,280円」に、「4,750円」を「5,330円」に、「1,200円」を「1,340円」に、「133,240円」を「149,500円」に、「890円」を「1,000円」に、「1,670円」を「1,880円」に、「1,340円」

を「1,510円」に、「2,500円」を「2,810円」に、「10,430円」を「11,710円」に、「2,620円」を「2,940円」に、「399,720円」を「448,490円」に、「31,310円」を「35,130円」に、「7,830円」を「8,790円」に、「13,070円」を「14,670円」に、「10,110円」を「11,350円」に、「70円」を「80円」に、「100円」を「120円」に、「220円」を「250円」に、「150円」を「170円」に、「200円」を「230円」に、「400円」を「450円」に改める。

別表第2の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 熊本県民総合運動公園陸上競技場体育施設使用料

区分		金額			
		使用者が入場料金を徴収する場合（1日につき）	使用者が入場料金を徴収しない場合		
アマチュアスポーツに使用する場合	学生	税込み入場料金の最高額の120人分に相当する額（その額が68,180円未満のときは、68,180円）	専用使用	観覧席を全部使用する場合1時間につき	5,250円
				観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合1時間につき	2,650円
				インドアフィールドのみを利用する場合1時間につき	340円
			一般使用	1日につき	170円
	一般	税込み入場料金の最高額の150人分に相当する額（その額が147,270円未満のときは、147,270円）	専用使用	観覧席を全部使用する場合1時間につき	11,550円
				観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合1時間につき	5,780円
				インドアフィールドのみを利用する場合1時	740円

			間につき	
			一般使用	1日につき 380円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	税込み入場料金の最高額の300人分に相当する額（その額が441,770円未満のときは、441,770円）	観覧席を全部使用する場合 1時間につき		34,620円
		観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合1時間につき		17,310円

別表第2の4の表夜間照明の項中「1,100円」を「1,560円」に、「340円」を「490円」に、「3,300円」を「4,670円」に、「110円」を「150円」に、「240円」を「280円」に、「1,420円」を「1,630円」に改め、同表本部室の項中「450円」を「510円」に改め、同表会議室の項中「290円」を「340円」に改め、同表小会議室の項中「110円」を「130円」に改め、同表研修室の項中「160円」を「190円」に改め、同表陸上競技器具の項を次のように改める。

陸上競技器具	専用使用		一式1時間につき	790円
	一般使用	スターティングブロック	1台1日につき	60円
		ハードル（10台1組）	1組1日につき	100円
		走り高跳び器具	1組1日につき	210円
		棒高跳び器具	1組1日につき	210円

別表第2の5の表中「1,680円」を「1,870円」に、「6,710円」を「7,460円」に、「4,560円」を「5,070円」に、「1,320円」を「1,470円」に、「390円」を「440円」に、「160円」を「180円」に、「**710円**」を「**790円**」に、「490円」を「550円」に改める。

別表第2の6の表夜間照明の項中「5,280円」を「5,830円」に、「8,800円」を「9,720円」に、「15,740円」を「17,380円」に、「2,200円」を「2,400円」に改め、同表大型映像装置Aの項中「7,580円」を「8,680円」に改め、同表大型映像装置Bの項中「4,620円」を「5,040円」に改め、同表場内放送器具の項中「1,660円」を「1,900円」に改め、同表写真判定装置の項中「1,050円」を「1,200円」に改め、同表陸上競技器具の項を次のよ

うに改める。

陸上競技器具	専用使用		一式 1 時間につき	2, 570 円
	一般使用	スターティングブロック	1 台 1 日につき	60 円
		ハードル (10 台 1 組)	1 組 1 日につき	100 円
		走り高跳び器具	1 組 1 日につき	210 円
		棒高跳び器具	1 組 1 日につき	210 円

別表第 2 の 6 の表会議室 A の項中「560 円」を「620 円」に改め、同表会議室 B の項及び会議室 C の項中「440 円」を「490 円」に改め、同表会議室 D の項中「610 円」を「680 円」に改め、同表会議室 E の項中「490 円」を「550 円」に改め、同表会議室 F の項中「390 円」を「440 円」に改め、同表第一休憩室の項中「440 円」を「490 円」に改め、同表第二休憩室の項中「560 円」を「620 円」に改め、同表放送器具等操作室の項中「940 円」を「1,040 円」に改め、同表小放送室の項中「220 円」を「250 円」に改め、同表更衣室 A 及び更衣室 B の項中「660 円」を「720 円」に改め、同表ドーピング検査室の項中「330 円」を「360 円」に改め、同表控室 A の項及び控室 B の項中「110 円」を「120 円」に改め、同項の次に次のように加える。

トレーニング室	普通券による使用	高校生以下の者	1 人 2 時間につき	200 円
		大人	1 人 2 時間につき	440 円
	回数券による使用	高校生以下の者	1 人 2 時間 11 回分につき	1,970 円
		大人	1 人 2 時間 11 回分につき	4,330 円

別表第 2 の 7 の表中「100 円」を「140 円」に、「220 円」を「250 円」に改める。

別表第 3 の 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 熊本県営八代運動公園体育施設使用料

区分			金額	
			使用者が入場料金を徴収する場合 (1 日につき)	使用者が入場料金を徴収しない場合
野球	アマチュアス	学生	税込み入場料金の最高額の 40 人分	午前 9 時から午後 1 時まで 3,430 円
				午後 1 時から午後 5 時まで 4,230 円

場	ポーツ に使用 する場 合		に相当する額（そ の額が 1 6 , 3 9 0 円未満のときは、 1 6 , 3 9 0 円）	上記の時間の区分にかかわらず、時間単位で 使用する場合 1 時間につき 1 , 2 5 0 円			
		一 般	税込み入場料金の 最高額の 5 0 人分 に相当する額（そ の額が 2 5 , 8 9 0 円未満のときは、 2 5 , 8 9 0 円）	使用日	平日	土曜・日曜・ 国民の祝日に 関する法律第 3 条に規定す る休日	
				使用時間			
				午前 9 時から 午後 1 時まで	4 , 4 1 0 円	5 , 2 9 0 円	
				午後 1 時から 午後 5 時まで	5 , 6 6 0 円	6 , 5 5 0 円	
				上記の時間の 区分にかかわ らず、時間単 位で使用する 場合 1 時間 につき	1 , 7 6 0 円	2 , 0 1 0 円	
		ブルペンのみ 使用する場合 一室 1 時間に つき	3 2 0 円	3 2 0 円			
	アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	税込み入場料金の 最高額の 1 0 0 人 分に相当する額（ その額が 7 6 , 8 7 0 円未満のとき は、7 6 , 8 7 0 円）	1 時間につき 1 0 , 2 6 0 円				
	陸 上 競 技	アマチ ュアス ポーツ に使用	学 生	税込み入場料金の 最高額の 1 0 人分 に相当する額（そ の額が 1 4 , 7 9	専用使用	全部 1 時間に つき	1 , 1 4 0 円
						フィールド（ 競争走路に囲	4 6 0 円

場	する場合		0円未満のときは、 14,790円)		まれた部分 をいう。以下 同じ。) 1時 間につき	
				一般使用	1日につき	60円
	一般	税込み入場料金の 最高額の20人 分に相当する 額(その額が 32,540円未 満のときは、 32,540円)	専用使用	全部1時間 につき	2,500円	
				フィールド1 時間につき	1,000円	
			一般使用	1日につき	130円	
	アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	税込み入場料金の 最高額の30人 分に相当する 額(その額が 97,730円未 満のときは、 97,730円)	全部1時間 につき		7,520円	
			フィールド1 時間につき		3,000円	
多目的広場			1時間につき		360円 750円	

別表第3の2の表中「250円」を「290円」に、「570円」を「640円」に、「660円」を「760円」に、「1,470円」を「1,690円」に、「1,330円」を「1,530円」に、「2,930円」を「3,370円」に、「100円」を「120円」に、「220円」を「260円」に、「200円」を「240円」に、「450円」を「510円」に改める。

別表第3の3の表中「330,000円」を「372,970円」に、「80,300円」を「90,760円」に、「27,500円」を「31,090円」に、「13,000円」を「14,700円」に、「18,700円」を「21,140円」に、「9,000円」を「10,180円」に、「14,300円」を「16,170円」に、「7,000円」を「7,920円」に、「9,900円」を「11,190円」に、「5,000円」を「5,660円」に改める。

別表第3の4の表場内放送器具の項中「100円」を「120円」に、「220円」を「250円」に改め、同表本部室の項中「200円」を「230円」に、「440円」を「500円」に改め、同表放送室の項中「150円」を「170円」に、「340円」を「390円」に改め、同項の次に次のように加える。

陸上競技器具	専用使用		一式１時間につき	７９０円
	一般使用	スターティングブロック	１台１日につき	６０円
		ハードル（１０台１組）	１組１日につき	１００円
		走り高跳び器具	１組１日につき	２１０円
		棒高跳び器具	１組１日につき	２１０円

別表第４の１の表テニスコートの項中「２３０円」を「２６０円」に、「５００円」を「５６０円」に改め、同表多目的広場の項中「５０円」を「６０円」に、「１００円」を「１２０円」に、「２００円」を「２３０円」に、「１２０円」を「１４０円」に、「２４０円」を「２８０円」に改め、同表グラウンド・ゴルフ場の項中「５００円」を「５７０円」に、「１，１００円」を「１，２５０円」に、「２００円」を「２３０円」に、「４４０円」を「５００円」に改める。

別表第４の２の表中「１１，２２０円」を「１２，５１０円」に、「１，０２０円」を「１，１４０円」に、「４００円」を「４６０円」に、「５０円」を「６０円」に、「２４，６６０円」を「２７，５００円」に、「２，２４０円」を「２，５００円」に、「８９０円」を「１，０００円」に、「１１０円」を「１３０円」に、「７４，２１０円」を「８２，７５０円」に、「６，７４０円」を「７，５２０円」に、「２，６９０円」を「３，０００円」に改める。

別表第４の３の表中「３４０円」を「４９０円」に、「１，８００円」を「２，０１０円」に、「１，４４０円」を「１，６１０円」に改める。

別表第４の４の表中「５７０円」を「６４０円」に、「１，１３０円」を「１，２６０円」に、「７１０円」を「７９０円」に改める。

附 則

- この条例は、令和８年４月１日から施行する。
- 改正後の別表第２、別表第３及び別表第４の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

都市公園の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例

藤崎台県営野球場条例（昭和35年熊本県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「5,060円」を「5,610円」に、「4,400円」を「4,870円」に、「5,280円」を「5,850円」に、「5,610円」を「6,210円」に、「6,500円」を「7,200円」に、「7,040円」を「7,800円」に、「8,040円」を「8,900円」に、「1,760円」を「1,950円」に、「2,100円」を「2,330円」に、「3,000円」を「3,330円」に、「3,700円」を「4,100円」に、「1,100円」を「1,220円」に改める。

別表の2の表中「580円」を「650円」に、「250円」を「280円」に、「1,470円」を「1,690円」に、「660円」を「760円」に、「2,930円」を「3,370円」に、「1,330円」を「1,530円」に、「4,720円」を「5,420円」に、「2,140円」を「2,460円」に、「350円」を「390円」に、「150円」を「170円」に、「230円」を「260円」に、「100円」を「110円」に、「460円」を「510円」に、「200円」を「230円」に改める。

別表の3の表中「495,000円」を「547,970円」に、「123,200円」を「136,390円」に、「44,000円」を「48,710円」に、「28,000円」を「31,000円」に、「22,000円」を「24,360円」に、「14,000円」を「15,500円」に、「11,000円」を「12,180円」に、「7,000円」を「7,750円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

藤崎台県営野球場の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 12 号

熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定について

熊本武道館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本武道館条例の一部を改正する条例

熊本武道館条例（昭和46年熊本県条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「2,420円」を「2,700円」に、「4,300円」を「4,800円」に、「7,370円」を「8,220円」に、「6,160円」を「6,870円」に、「11,660円」を「13,000円」に、「14,080円」を「15,700円」に、「1,600円」を「1,790円」に、「2,800円」を「3,130円」に、「5,000円」を「5,580円」に、「4,400円」を「4,910円」に、「7,800円」を「8,700円」に、「9,400円」を「10,490円」に、「1,100円」を「1,230円」に、「2,200円」を「2,460円」に、「3,900円」を「4,350円」に、「3,300円」を「3,680円」に、「6,700円」を「7,470円」に、「4,840円」を「5,400円」に、「8,580円」を「9,570円」に、「14,740円」を「16,440円」に、「12,320円」を「13,740円」に、「23,320円」を「26,010円」に、「28,160円」を「31,400円」に、「3,200円」を「3,570円」に、「5,600円」を「6,250円」に、「10,000円」を「11,150円」に、「8,800円」を「9,820円」に、「15,600円」を「17,400円」に、「18,800円」を「20,970円」に、「6,600円」を「7,360円」に、「13,400円」を「14,950円」に、「210円」を「240円」に、「420円」を「470円」に、「730円」を「820円」に、「630円」を「710円」に、「1,150円」を「1,290円」に、「1,360円」を「1,520円」に、「860円」を「960円」に、「1,000円」を「1,120円」に、「1,590円」を「1,780円」に、「1,840円」を「2,060円」に、「2,590円」を「2,890円」に改める。

別表の2の表を次のように改める。

2 個人使用料

区分	1人1回	回数券 (10回分)	定期券 (1か月)
対象			
一般	190円	1,610円	1,850円
大学生	130円	1,010円	1,450円

高校生			
中学生以下	70円	510円	1,010円

別表の3の表中「370円」を「420円」に、「430円」を「480円」に、「790円」を「880円」に、「860円」を「960円」に、「1,220円」を「1,360円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

熊本武道館の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 13 号

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例

熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,030円」を「1,160円」に、「465円」を「530円」に、「1,410円」を「1,590円」に、「640円」を「720円」に、「510円」を「580円」に、「235円」を「270円」に、「890円」を「1,000円」に、「410円」を「460円」に、「300円」を「340円」に、「135円」を「160円」に、「180円」を「210円」に、「85円」を「100円」に、「90円」を「100円」に、「130円」を「150円」に、「290円」を「330円」に、「900円」を「1,010円」に、「1,300円」を「1,460円」に、「2,860円」を「3,210円」に、「1,800円」を「2,020円」に、「4,070円」を「4,570円」に、「390円」を「440円」に、「175円」を「200円」に、「3,860円」を「4,330円」に、「1,750円」を「1,970円」に、「680円」を「770円」に、「310円」を「350円」に、「405円」を「460円」に、「1,540円」を「1,730円」に、「700円」を「790円」に、「1,980円」を「2,230円」に、「3,010円」を「3,380円」に、「2,010円」を「2,260円」に、「1,010円」を「1,140円」に、「670円」を「760円」に改める。

別表の2の表大体育室の項中「2,420円」を「2,720円」に、「10,120円」を「11,360円」に改め、同表中体育室の項中「1,910円」を「2,150円」に、「8,070円」を「9,060円」に改め、同項の次に次のように加える。

小体育室	アマチュアスポーツに使用する 場合	1時間までごとにつき	2,100円
	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	1時間までごとにつき	8,820円

別表2の表室内温水プールの項中「2,690円」を「3,020円」に、「3,410円」を「3,830円」に改め、同表照明設備の項中「3,740円」を「4,200円」に、「1,980円」を「2,230円」に、「1,320円」を「1,490円」に、「660円」を「740円」に、「440円」を「500円」に改め、同表大体育室

冷暖房設備の項中「１１，０００円」を「１２，３５０円」に改め、同表大型映像装置Ａの項及び大型映像装置Ｂの項中「１，１３０円」を「１，２３０円」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県立総合体育館の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 14 号

熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例

熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「100円」を「120円」に、「160円」を「190円」に、「200円」を「230円」に、「390円」を「450円」に、「780円」を「890円」に、「1,720円」を「1,960円」に、「13,760円」を「15,640円」に、「35,200円」を「39,990円」に、「3,200円」を「3,640円」に、「20,900円」を「23,750円」に改める。

別表の2の表中「40円」を「50円」に、「60円」を「70円」に、「440円」を「500円」に、「660円」を「750円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県総合射撃場の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 15 号

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 6 月 6 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例
熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成 30 年熊本県条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号エ中「第 50 条第 1 項第 4 号」を「第 50 条、第 51 条第 1 項第 4 号」に、「第 52 条第 1 号又は第 53 条第 1 号」を「第 53 条第 1 号又は第 54 条第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 45 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 16 号

財産の処分について

財産を次のように処分することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

処分する財産の表示			処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所在地	面積			
土地	上益城郡益城町大字田原字上面ノ平2081番10ほか2筆	24,580.30平方メートル	合同会社テクノポリスセンター	UXイノベーションハブ整備用地	293,670,000 円

(提案理由)

熊本テクノ・リサーチパークの土地の一部をUXイノベーションハブ整備用地として処分する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 17 号

工事請負契約の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された国道266号地域連携推進改築（新大矢野トンネル）工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和7年9月30日まで」を「契約締結の日の翌日から令和8年1月30日まで」に、契約金額「4,880,799,088円」を「5,435,706,012円」に変更することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 18 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 56 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年3月31日専決

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第93条第1項中「数量」の次に「（第1号又は第2号の場合にあっては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあっては、法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

第100条の8第3項中「道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された」を削り、「運転免許証（」を「運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証をいう。」に、「「運転免許証」という。）」を、「同じ。）又は免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び第109条第4項において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、知事が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第109条第4項において同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第109条第4項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、知事が当該免許

情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第7条の2中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第8条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「附則第9条の2第2項」を「附則第8条第2項」に改める。

附則第8条の2第1項及び第3項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第8条の8（見出しを含む。）中「附則第12条の2の10第1項」を「附則第12条の2の10」に改める。

附則第8条の9第1項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第8条の12第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「附則第4条の11第14項」を「附則第4条の11第11項」に、「附則第4条の11第15項」を「附則第4条の11第12項」に改め、「車両総重量」の次に「（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の次に「（省令附則第4条の11第9項に規定する被けん引車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第8項に規定するもの」に、「附則第4条の11第13項」を「附則第4条の11第10項」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「附則第4条の11第16項」を「附則第4条の11第13項」に改め、同項を同条第5項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第100条の8第3項、第109条第4項及び附則第8条の改正規定（同条中「附則第9条の2第2項」を「附則第8条第2項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本県税条例第93条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月30日までに取得されたこの条例による改正前の熊本県税条例附則第8

条の12第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

第 19 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 57 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年3月31日専決

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の4第1号中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「所得金額又は収入金額」を「所得」に改める。

第4条の7第1項第1号ア中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「当該設備」を「当該特別償却設備」に、「所得金額又は収入金額」を「所得」に改める。

第4条の13第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「（第4条の14第2項第1号に規定する家屋の敷地である土地の取得が行われた場合にあつては、令和9年3月31日）」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 20 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 4 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年5月20日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年9月22日 一般国道387号 合志市栄地内 倒竹	個 人 (車両所有者)	100,167円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 21 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 1 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年4月24日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年10月9日 主要地方道玉名山鹿線 山鹿市坂田地内 支障木	株式会社フジカ ワ (車両所有者)	172,084円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 22 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 2 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年4月24日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年12月6日 一般県道益城菊陽線 上益城郡益城町大字宮園 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	32,296円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 23 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 3 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年4月24日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年1月17日 一般国道325号 上益城郡山都町柳地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	10,020円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 24 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 5 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年5月20日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年2月20日 一般国道389号 天草郡苓北町都呂々地内 落石	個 人 (車両所有者)	78,815円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 25 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 6 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年5月20日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年3月1日 一般国道218号 上益城郡山都町長崎地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	52,175円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 26 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 59 号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年3月31日専決

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和23年4月1日から施行する。
（県立学校諸証明手数料徴収条例の廃止）
- 2 県立学校諸証明手数料徴収条例（昭和22年熊本県条例第34号）は、廃止する。
（令和7年度における授業料の納付の猶予の特例）
- 3 令和7年度における第2条第4項の規定の適用については、同項中「生徒（通信制の課程の生徒を除く。）」とあるのは、「生徒」と、「又は同法」とあるのは、「若しくは同法」と、「場合」とあるのは、「場合又は知事が当該生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるための交付金等の交付が見込まれる場合」と、「第2項」とあるのは、「前2項」と、「当該申請又は届出をした日の属する月から知事が指定する月までの各月分」とあるのは、「知事が指定する期間」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 58 号

工事請負契約の変更について

令和5年2月熊本県議会定例会において議決された芦北管内地区県営災・工事費（過年）第16号工事他合併請負契約のうち、契約金額「880,320,852円」を「889,689,530円」に変更することとする。

令和7年3月17日専決

熊本県知事 木 村 敬

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 7 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年5月27日専決

熊本県知事 木 村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和6年11月25日 福岡市博多区比恵町地内	株式会社ビジネス コンサルタント 福岡支店 (車両所有者) 普通乗用車	98,219円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和7年1月14日 八代市坂本町地内	有限会社東宝産業 (車両所有者) 準中型貨物車	33,330円	

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
3	令和6年8月15日 大分県日田市大山町地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

4	令和7年1月24日 熊本市西区城山半田地 内	個人 (車両所有者) 普通乗用車	
---	------------------------------	------------------------	--

報告第 16 号

歯科保健対策の推進に関する施策の報告について

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成22年熊本県条例第47号）第15条の規定により、令和7年度の熊本県における歯科保健対策の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

歯科保健対策の推進

県民の健康の保持増進に寄与するため、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進する。

[事業一覧]

番号	事業又は取組名	令和7年度当初 予算額（千円）	担当課
1	歯科保健推進事業 （1）歯の健康づくり（8020）推進事業 （2）ヘル歯一元気8020支援事業 （3）地域歯科保健推進事業 （4）むし歯予防対策事業 （5）歯の健康づくり普及啓発事業 （6）熊本県口腔保健支援センター運営事業	42,232	健康づくり推進課
2	医科歯科病診連携発展事業（がん診療）	1,521	健康づくり推進課
3	歯科医療確保対策事業（休日歯科診療助成）	385	健康づくり推進課
4	歯科衛生士確保対策事業	2,200	健康づくり推進課
5	障がい児・者歯科医療提供体制強化事業	17,400	健康づくり推進課
6	障がい児・者歯科医療提供実態調査事業	902	健康づくり推進課

7	災害時歯科保健医療提供体制整備事業	45,000	健康づくり推進課
8	在宅歯科医療連携室機能強化事業	9,804	認知症施策・地域ケア推進課
9	在宅歯科診療器材整備事業	5,969	認知症施策・地域ケア推進課
10	歯科医師向け認知症対応力向上研修事業	663	認知症施策・地域ケア推進課
11	歯科衛生士による高齢者の自立支援事業	664	認知症施策・地域ケア推進課
12	障がい児（者）口腔ケア事業	434	障がい者支援課
13	少子化対策総合交付金事業（早産予防対策事業）	47,304	子ども未来課
14	健康教育推進事業（歯・口の健康づくり推進事業）	1,128	教育庁体育保健課
15	歯・口の健康づくり研究推進校の指定	— (ゼロ予算)	教育庁体育保健課

報告第 17 号

地産地消の推進に関する施策の報告について

くまもと地産地消推進県民条例（平成21年熊本県条例第8号）第10条第2項の規定により、令和7年度の熊本県における地産地消の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

1 県民の県内農林畜水産物等への理解の深化及び郷土愛の育成

郷土料理の伝承、食育・木育の実施、各種広報・イベントによる情報提供等を行い、県内農林畜水産物等に対する理解を深め、郷土愛を育む。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和7年度当初 予算額（千円）	担当課
1	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「SNS等を活用した情報発信」	10,089 の一部	流通アグリビジネス課
2	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「地産地消サイト運営」	492 の一部	流通アグリビジネス課
3	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「食のみやこ熊本」地産地消応援団と連携して行う地産地消イベント等の実施」	3,000 の一部	流通アグリビジネス課
4	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「食のみやこ熊本」地産地消応援団と連携して行う地産地消の情報発信」	3,000 の一部	流通アグリビジネス課
5	くまもと地産地消推進庁内連絡会議	— (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課
6	県ホームページ等の広報媒体を活用した県民への条例周知	— (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課
7	関係団体が主催するイベント等での条例の周知及び情報発信	— (ゼロ予算)	流通アグリビジネス課
8	「食のみやこ熊本県」創造推進事業	6,000	食のみやこ推進局付

9	庁舎ロビーへの県産品展示	— (ゼロ予算)	販路拡大ビジネス課
10	地域の縁がわづくり推進・支援事業	3,908 の一部	健康福祉政策課
11	子どもの食育推進事業のうち「地域における食育相談事業」	967	子ども未来課
12	健康食生活・食育推進事業における地産地消推進の取組	4,754 の一部	健康づくり推進課
13	「くまもと手仕事ごよみ」の情報発信	— (ゼロ予算)	観光文化政策課
14	農林水産業・地域の振興推進事業のうち「くまもと農業フェア負担金」	1,600	農林水産政策課
15	くまもとの米魅力発信・競争力強化支援事業のうち「食育・米消費拡大対策」	1,089	農産園芸課
16	「毎日くだもの200グラム運動」の啓発活動支援	885 の一部	農産園芸課
17	ふるさとの食継承・活用推進事業のうち「食文化継承事業」	832	むらづくり課
18	ふるさとの食継承・活用推進事業のうち「くまもとふるさと食の名人派遣事業」	4,000	むらづくり課
19	くまもと県産材需要拡大総合推進事業のうち「県産材需要拡大消費者対策事業」	729	林業振興課
20	くまもとの森林環境教育推進事業	19,028	林業振興課
21	稼げる水産業づくり推進事業のうち「魚食普及推進の取組」	798	水産振興課
22	県立高校キャリア教育充実事業（くまもとキャリアブリッジプロジェクト）	8,255 の一部	教育庁高校教育課
23	学校給食・食育推進事業	1,766 の一部	教育庁体育保健課

2 安全安心で高品質な農林畜水産物等の生産と高付加価値化

環境負荷を低減した農業の推進や新技術の導入支援等により、安全安心で高品質な農

林畜水産物の生産性向上を図るとともに、6次産業化等による高付加価値化を進める。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和7年度当初 予算額（千円）	担当課
24	食のみやこ熊本県創造コンソーシアム 推進事業	107,260	流通アグリビジネス課
25	6次産業化総合支援強化事業	71,182	流通アグリビジネス課
26	地下水と土を育む農業総合推進事業の うち「くまもとグリーン農業推進事業」	9,545	農業技術課
27	いぐさ産地総合支援事業	8,443	農産園芸課
28	一般社団法人熊本県野菜振興協会が実施する 産地育成事業	2,415	農産園芸課
29	特用林産物流通促進事業	4,647	林業振興課

3 県内農林畜水産物等の流通の促進及び消費の拡大

県内の直売所及び量販店等における農林畜水産物等の販売促進活動を支援し、流通の促進及び消費の拡大を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和7年度当初 予算額（千円）	担当課
30	フードバリューチェーン構築推進事業	2,931 の一部	流通アグリビジネス課
31	卸売市場整備活性化事業のうち「拠点卸 売市場活力アップ事業」	1,000	流通アグリビジネス課
32	くまもと地産地消革新プロジェクト事業 のうち「地産地消協力店への情報発信イ ベントの実施」	10,089 の一部	流通アグリビジネス課

33	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「県産品の地域内流通体制の構築」	1,000	流通アグリビジネス課
34	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「地産地消協力店と連携した情報発信の取組」	492 の一部	流通アグリビジネス課
35	職員住宅畳替えに伴う県産いぐさの利用	6,705 の一部	総務厚生課
36	水前寺二丁目宿舍畳表替えに伴う県産いぐさの利用	679 の一部	財産経営課
37	資産の有効活用（県有施設における自動販売機設置事業者の選定）	— (ゼロ予算)	財産経営課
38	ふるさとくまもと応援寄附金推進費のうち「感謝の品贈呈」	130,284 の一部	税務課
39	水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業	50,755 の一部	地域振興課
40	五木村の物産・林業振興支援	— (ゼロ予算)	球磨川流域復興局
41	社会福祉施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に基づく地産地消の推進	— (ゼロ予算)	健康福祉政策課
42	地域福祉総合支援事業	10,598 の一部	健康福祉政策課
43	「大型店の立地に関するガイドライン」による大型店への協力要請	— (ゼロ予算)	商工振興金融課
44	プロスポーツによる地域活性化事業のうち「ロアッソ熊本支援県民運動推進事業」	3,000 の一部	スポーツ交流企画課
45	くまもと茶ビジネス確立支援事業	4,012 の一部	農産園芸課
46	くまもとの花消費拡大推進活動への支援（花き協会補助事業）	1,604	農産園芸課

47	県産いぐさ畳表流通緊急推進事業	10,000	農産園芸課
48	「食のみやこ熊本県」実現に向けた県産畜産物の魅力創造事業のうち「天草大王ブランド価値向上支援事業」	895	畜産課
49	「食のみやこ熊本県」実現に向けた県産畜産物の魅力創造事業のうち「県産銘柄牛肉ブランド価値向上推進事業」	11,726	畜産課
50	鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業のうち「くまもとジビエ普及拡大支援事業」	2,750 の一部	むらづくり課
51	くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業のうち「住宅等への県産資材提供事業」	8,061	林業振興課
52	熊本県木材利用促進本部会議	— (ゼロ予算)	林業振興課
53	稼げる水産業づくり推進事業のうち「くまもとの魚販売力強化事業」	652	水産振興課
54	公営住宅維持補修事業のうち「県営住宅畳替え工事」	862,184 の一部	住宅課
55	公営住宅ストック総合改善事業のうち「住戸改善工事」等	265,363 の一部	住宅課
56	患者給食材料の購入	101,142 の一部	病院局総務経営課
57	警察施設維持管理事業	6,700 の一部	警察本部会計課

4 農林畜水産業と商工・観光業等の連携による地域経済の活性化

食分野の新しい技術を活用したフードテックや食文化を活かした新商品・メニューの開発を行うなど、商工業・観光（文化）業と連携した地域経済の活性化を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和7年度当初 予算額（千円）	担当課
----	---------	--------------------	-----

58	くまもと地産地消革新プロジェクト事業のうち「社員食堂等における県産品活用推進事業」	2,393	流通アグリビジネス課
59	食のみやこ熊本県「物産フェア&大商談会」実施事業	20,396	販路拡大ビジネス課
60	くまもとで乾杯！県産酒推進事業	7,539	販路拡大ビジネス課
61	球磨焼酎リブランディング事業	42,000 の一部	販路拡大ビジネス課
62	くまもと県産酒消費喚起強化事業	70,000 の一部	販路拡大ビジネス課
63	農商工連携推進事業	— (ゼロ予算)	販路拡大ビジネス課
64	マーケット拡大支援事業のうち「新商品開発等支援事業」	3,634	販路拡大ビジネス課
65	物産振興事業	2,967	販路拡大ビジネス課
66	くまもと未来づくりスタートアップ補助金	164,000 の一部	地域振興課
67	天草エアライン利用者に対する県産品の提供及びパンフレットの配布	— (ゼロ予算)	交通政策課
68	くまもとオープンイノベーション推進事業のうち「アドバイザー配置事業」	1,750 の一部	産業支援課
69	研修指導事業（食品加工室）	1,009	産業技術センター
70	農産加工研究開発事業（特別支援事業）	1,080	産業技術センター
71	熊本県食料産業クラスター協議会	— (ゼロ予算)	産業技術センター
72	デジタルマーケティング事業のうち「くまもっとグルメ」デジタルプロモーション	— (ゼロ予算)	観光振興課
73	熊本の「食」を活用した誘客の促進	8,484 の一部	観光振興課

74	交通事業者、旅行会社等と連携した誘客促進	16,942 の一部	観光振興課
75	県産麦・大豆産地緊急支援事業のうち麦パートナー強化支援	3,500	農産園芸課

5 農林畜水産業が果たす多面的機能の再認識

農林畜水産業及び食に関する体験等を通じて、農林畜水産業が果たしている多面的機能（地下水涵養、自然環境の保全、防災・減災等）への再認識を促す。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和7年度当初 予算額（千円）	担当課
76	地下水と土を育む農業総合推進事業のうち「県民理解の促進・消費拡大推進事業」	10,806	農業技術課
77	都市農村交流対策事業	10,701	むらづくり課
78	未来につなぐふるさと応援事業のうち「農〇連携事業」	11,500 の一部	むらづくり課
79	未来につなぐふるさと応援事業のうち「棚田地域活動支援事業」	4,000	むらづくり課

報告第 18 号

家庭教育支援の推進に関する施策の報告について

くまもと家庭教育支援条例（平成24年熊本県条例第88号）第11条の規定により、令和7年度の熊本県における家庭教育支援の推進に関する施策を次のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

1 親としての学びを支援する学習機会の提供

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和7年度当初 予算額（千円）	担当課
1	くまもと子育て応援プロジェクトの実施	1,524	子ども未来課
2	消費生活相談・啓発事業	57,584 の一部	消費生活課
3	食品ロス削減推進事業（意識改革・行動 変容推進）	7,854 の一部	消費生活課
4	情報安全出前講座	91	教育政策課
5	くまもと「親の学び」プログラムの推進 （保護者対象）	2,008 の一部	社会教育課
6	肥後っ子をまもる保護者教室	－ （ゼロ予算）	生活安全企画課

2 親になるための学びの推進

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和7年度当初 予算額（千円）	担当課
7	私立中学・高校における保育体験の推進	8,902 の一部	私学振興課

8	高校生の留学促進事業	3,000	私学振興課 義務教育課
9	認知症サポーターアクティブチーム支援事業	4,375 の一部	認知症施策・地域 ケア推進課
10	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業	52,770	社会福祉課
11	私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れの推進	82,849 の一部	子ども未来課
12	思春期健康教育事業（プレコンセプションケア普及啓発推進事業）	3,939 の一部	子ども未来課
13	こどもの居場所づくり支援事業（学習支援・交流事業）	13,084	子ども家庭福祉課
14	くまもとゼロカーボン行動ブック等を活用した環境教育の推進	17,765 の一部	環境立県推進課
15	若年層への食の安全に関する学習機会の提供	761 の一部	くらしの安全推進 課
16	消費生活相談・啓発事業（再掲）	57,584 の一部	消費生活課
17	食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進）（再掲）	7,854 の一部	消費生活課
18	地下水と土を育む農業の推進	10,806 の一部	農業技術課
19	くまもと「親の学び」プログラムの推進（中高生対象）	2,008 の一部	社会教育課
20	非行防止教室・薬物乱用防止教室	－ (ゼロ予算)	生活安全企画課

3 人材養成

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行うことで、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和7年度当初 予算額（千円）	担当課
----	---------	--------------------	-----

21	現任保育士等研修事業	33,900	子ども未来課
22	情報安全出前講座（再掲）	91	教育政策課
23	県立高等学校の家庭科主任を対象とした講習	1,157 の一部	高校教育課
24	県内の地歴・公民科教員を対象とした研修	5,678 の一部	高校教育課
25	県立高等学校の進路指導主事等を対象とした講習	8,255 の一部	高校教育課
26	健康教育担当者を対象とした研修会	212	体育保健課
27	幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	5,723	義務教育課
28	幼稚園教員・保育士等を対象とした研修	2,794 の一部	義務教育課
29	くまもと「親の学び」プログラムトレーナー研修会	2,008 の一部	社会教育課
30	くまもと「親の学び」プログラム進行役養成講座	2,008 の一部	社会教育課
31	県統括コーディネーター配置事業（地域と学校の連携・協働に関するアドバイザー配置）	1,204	社会教育課
32	人材育成・活動推進事業	782	社会教育課
33	社会教育団体等指導者研修	104 の一部	社会教育課
34	肥後っ子いきいき読書環境づくり事業	132	県立図書館

4 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の促進

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和7年度当初 予算額（千円）	担当課
35	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの 学習・生活支援事業（再掲）	52,770	社会福祉課
36	私立幼稚園における預かり保育を通じた 子育て支援	6,170	子ども未来課
37	リトルエンジェル支援	1,645 の一部	子ども未来課
38	発達障がい児早期発見・早期支援事業	438	子ども未来課
39	こどもの居場所づくり支援事業（学習支 援・交流事業）（再掲）	13,084	子ども家庭福祉課
40	「くまなびの日」実施	－ （ゼロ予算）	教育政策課 高校教育課 特別支援教育課 義務教育課
41	ほほえみスクールライフ支援事業	131,424	特別支援教育課
42	人工呼吸器装着児童生徒看護師利用補助 事業	25,443	特別支援教育課
43	通学支援補助事業	960	特別支援教育課
44	学校等警察連絡協議会事業	15,969 の一部	学校安全・安心推 進課 生活安全企画課
45	地域と学校の連携・協働体制構築費補助 事業（学校における働き方改革を踏まえ た地域学校協働活動推進員配置）	80,770 の一部	社会教育課
46	地域と学校の連携・協働体制構築費補助 事業（家庭教育支援員配置）	80,770 の一部	社会教育課
47	地域と学校の連携・協働体制構築費補助 事業（地域における学習支援、体験活動）	80,770 の一部	社会教育課

48	「熊本の心」活用推進事業	210	社会教育課
49	おはなし会活動団体支援	330 の一部	県立図書館
50	スクールサポーター活用事業	37,086	生活安全企画課

5 相談体制の整備及び充実

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和7年度当初 予算額（千円）	担当課
51	スクールソーシャルワーカー補助事業	9,608	私学振興課
52	私立幼稚園における子育て支援活動の推進	6,170 の一部	子ども未来課
53	ひとり親家庭等支援事業（母子家庭等就業・自立支援事業）	9,158	子ども家庭福祉課
54	子ども・若者総合相談センター事業	20,817	子ども家庭福祉課
55	児童家庭支援センター事業	145,377	子ども家庭福祉課
56	ヤングケアラー支援体制強化事業	4,578	子ども家庭福祉課
57	医療的ケア児等暮らし安心サポート事業 （医療的ケア児地域支援体制強化事業）	12,011 の一部	障がい者支援課
58	男女共同参画相談室らいふ	6,145	男女参画・協働推進課
59	スクールカウンセラー活用事業	174,452	学校安全・安心推進課
60	スクールソーシャルワーカー活用事業	147,075	学校安全・安心推進課

61	学校支援アドバイザー配置事業（市町村立学校）	4,808	学校安全・安心推進課
62	学校問題解決支援事業	5,525	学校安全・安心推進課
63	家庭教育電話相談事業	2,822 の一部	社会教育課
64	少年相談「肥後っ子テレホン」事業	34,000 の一部	生活安全企画課

6 広報及び啓発

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

〔事業一覧〕

番号	事業又は取組名	令和7年度当初 予算額（千円）	担当課
65	子育て情報提供、県民意識啓発事業、くまもと子育て応援プロジェクトの実施	4,834	子ども未来課
66	家庭から暴力をなくすキャンペーン	882	子ども家庭福祉課
67	くまもと子ども・若者”よりそい”シンポジウム等の開催	20,817 の一部	子ども家庭福祉課
68	熊本県・熊本市連携発達障がいに関する講演会	56,871 の一部	障がい者支援課
69	青少年健全育成推進事業のうち「家庭の日」あったか家族コンクールの実施	1,701 の一部	くらしの安全推進課
70	熊本県少年保護育成条例の周知啓発	1,701 の一部	くらしの安全推進課
71	消費生活相談・啓発事業（再掲）	57,584 の一部	消費生活課
72	食品ロス削減推進事業（発生抑制・有効活用推進/消費者等取組促進）	7,854 の一部	消費生活課
73	「くまもと早ね・早おき いきいきウィーク」の実施	1,116 の一部	義務教育課

74	「熊本県就学前教育に係る実態調査」の 実施及び結果の活用	1,116 の一部	義務教育課
75	「くまもと家庭教育支援チーム」の推進	307 の一部	社会教育課
76	「くまもと家庭教育10か条」等の啓発	307 の一部	社会教育課
77	家庭における情報モラル事業	307 の一部	社会教育課
78	家庭教育支援功労者及び家庭教育支援優良 団体表彰	1,103 の一部	社会教育課
79	家庭教育推進啓発事業	1,103 の一部	社会教育課
80	「親の学び」推進園事業	1,103 の一部	社会教育課
81	家庭教育支援幼保連携事業	1,103 の一部	社会教育課
82	民間企業への「お出掛け『親の学び』講座」 実施による普及促進	2,008 の一部	社会教育課
83	熊本県子ども人権フェスティバル事業	2,297	人権同和教育課
84	人権教育促進事業	588	人権同和教育課
85	図書館サービスの充実	－ (ゼロ予算)	県立図書館
86	こども本の森 熊本の運営及び充実	42,414 の一部	県立図書館
87	少年の非行・被害防止に関する広報啓発 資料の作成	482	生活安全企画課

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和 7 年度